

記載要領等	現物出資資産に関する明細書
-------	---------------

《使用目的等》

この明細書は、承継会社の設立に伴う現物出資による特例（受贈）事業用資産の移転について租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の規定により税務署長の承認を受けるときに、「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

《記載要領》

1 「1 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の明細」は、次により記載してください。

- (1) 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- (2) 「面積」欄は、現物出資の日において特例事業受贈者・相続人等有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合に、その面積を記載してください。
- (3) 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 18 項又は第 40 条の 7 の 10 第 15 項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- 1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- 2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。
- (4) 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

- (5) 「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 3 項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

2 「2 特例受贈事業用資産の内訳」は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。

- (1) 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。
- (2) 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。
- (3) 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。